

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）第14条第2項の規定に基づき東村山市議会に提出する。

令和3年6月10日提出

提出者 議会運営委員会

小町 明夫 石橋 光明 小林 美緒
横尾たかお 渡辺 英子 伊藤 真一
渡辺みのる さとう 直子

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会会議規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 標準市議会会議規則が一部改正されたことを受け、欠席事由及び請願における押印等の規定の一部を改正するため、本案を提出する。

東村山市議会議長 土方 桂 殿

令和3年 月 日



東村山市議会議長 土方 桂

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間（多胎妊娠の場合にあっては、10週間）を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして」に改める。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間（多胎妊娠の場合にあっては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第3項及び第4項を1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 規 則

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(欠席の届出)

第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしない

旧 規 則

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(欠席の届出)

第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしない

新 規 則

なければならない。

- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

旧 規 則

らない。

- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。